

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第37号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第38号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第39号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第5 議案第40号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第6 議案第41号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第7 議案第42号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第8 認定第1号 令和2年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第9 認定第2号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第10 認定第3号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第11 認定第4号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第12 認定第5号 令和2年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（町長提出）
- 第13 認定第6号 令和2年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝己

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
総務危機管理課長	白 井 誠	都市環境課長	山 田 潤
教育次長兼課長	宮 部 寿	総務危機管理課 総括管理監	奥 村 英 人
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 務 課 長	木野村 和 明
住民保険課長	高 崎 健 一	福祉子ども課長	木野村 英 俊
福祉子ども課 総括管理監	林 賢 二	健康推進課長	鳥 本 裕 子
上下水道課長心得	北 中 龍 一	会 計 室 長	横 田 紀 彦
教育委員会 事務局 長	郷 展 子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	高 崎 明 美
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和3年第6回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 石井伸弘君及び2番 神谷巧君を指名します。

日程第2 議案第37号

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第37号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第38号

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、議案第38号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 1点質問させていただきます。

この改正、トレーニング室をダンススタジオに変えるということなんですけれども、そのための利用料の変更です。こうした公共施設、住民の需要、利用、利便性、そういう面から見る必要があると。要するに、この模様替えによって利用者が減るといようなことでは困るんではないかと思えます。

そこで、現在これまでにトレーニング室として利用されてきていますが、このコロナ禍でこの1年2年というのは利用数がかなり大きく減っていると思えますけれども、それ以前の通常であ

ればどれくらいの方が利用されていたのか。それから、もしダンススタジオに変えた場合、今後どれくらいの需要を見込まれているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 教育委員会事務局長 郷展子さん。

○教育委員会事務局長（郷 展子君） トレーニングルーム室の利用についてですが、令和元年度までは月100人前後の利用がありました。

ダンススタジオについては、今現在、きらりの多目的室やコミュニティセンターの集会室のほうで利用されている団体が45団体ほどありまして、その1団体の利用人数は10名程度であります。ですので、今後ダンススタジオの利用人数は月150人程度の利用を見込んでおります。

○議長（鈴木浩之君） よろしい。

○5番（三浦元嗣君） はい。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第39号

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、議案第39号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

村木議員。

○3番（村木俊文君） それでは、2点ほど私のほうからお尋ねいたしたいと思っております。

私は教育費の事務局費の補正予算、委託料と工事請負費についてお尋ねさせていただきます。

今回、補正額の1億2,100万円の主な使用目的は、環境調査に基づき有害物質に掲げられますアスベストの除去と処分費に係る予算である旨の説明を受け、当初予算に計上された分別解体費用、北方小学校管理棟解体工事費6,000万円が別に今回アスベスト除去処分費として追加で8,010万円と解体処分で合計1億4,010万円、旧の給食調理場解体工事費の7,000万円が追加でアスベスト除去処分費として2,110万円、合わせて9,110万円と大幅に増額され、大変驚いたところであります。

私自身に置き換えて考えてみますと、6,000万円ですみますよと、これは設計業者にそういうアドバイスを受けたわけですね。必死でお金を工面して6,000万円ためようと、実行しようと思ったところで、いや、あと8,000万円かかりますよと。皆さんどうされます。

公共工事を進めるに当たり、まず大変重要なことは、いつ、誰からでも情報公開を求められても速やかに公開できるよう透明性を確保しなければならないとされております。当然、行政の方は努力されておると思いますが、どうしても建築事業等において専門性を要するがゆえに、行政側では知識が乏しいがゆえに、今回の学園計画のように1億円近くの委託料を支払い、有能なコンサル業者をお願いされて進めてこられたことかと思うところではありますが、しかしながら、特に北小管理棟においては、6,000万円で解体できますよとコンサルいただき、後になってさらに8,000万かかりますよ。一体全体、この設計業者はどんな思いで行政にアドバイスをされたのか。強い言い方をしますが、私は大変資質を疑いたいですし、疑問に思えて仕方ありません。通常の建築設計士であれば、建物の建築年度を調査すれば、当然アスベストが建築資材として使われているのかは分かりそうな、また分からなければ事前に環境調査をされ、そのデータに基づき設計され、予算額を算出するのが通常の流れだと私は思うところがあります。

この補正予算に反対することは、事業が計画どおり進めることができなくなりますので、そういうつもりはありませんが、有能な委託業者からこの件に関しましてどのようなアドバイスがあったのか、まず1点目をお尋ねいたします。

2点目、今回のこの中の補正予算において、委託料として33万円、北小北舎と南小学校のアスベスト分析委託料として環境調査費が計上されておられますが、これからこの調査の結果に基づいて解体処分費用が設計されると思われませんが、既に北方小学校北舎316万円、南小学校500万円と補正予算額を計上されておられますが、使用が分かれば、逆に言うと委託料は必要ありません。予算も議決されていないのに、既に積算されておられます。

設計業者がどのように設計され進めてこられたのか、本当に首をかしげる次第であり、この2点、どうされてきたのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 解体費用について、当初の予定していた6,000万よりも巨額なお金を後から補正にするということにつきましては、大変驚かせてしまったという点で大変申し訳ないなと思います。

今御指摘の、事前に環境調査をした上で解体費もアスベストの処理費も一緒に予算が上げられればそういうことがなく、理解が得られやすかったのではないかなというふうに思いますが、御質問の経緯についてはこれからちょっと御説明させていただきたいと思います。

もともとは、先ほどありましたアドバイスについても、解体する以上はアスベストが当然あるかもしれないということで東舎については検査料は見込んでいて、実際検査を東舎にいたしましたところ、アスベストはないということでしたので、そのときはアスベスト処理費は計上せず壊して、今建てているという状況です。

同じように、さらに管理棟はそれよりも新しい部分でありましたので、管理棟のほうも当然アスベストは、アドバイスにおいてもあるのではないかとということで、あるということを見越して検査料を計上して検査をいたしました。私どもとしては、東舎と同じように管理棟のほうもアス

ベストというのがなければいいかなあというふうに思っておったところですけども、この4月に大気汚染防止法という法律が改正されまして、これまでの躯体中心の調査ではなく建材まで調査するというので、建材まで調査したところ、予想以上のアスベストがあって私どもも大変驚いたというような次第で、今回補正に上げさせていただいているという経緯でございます。

そのことを基に、同じようなことが起きてはということで、今度北舎のトイレに関しても躯体ではなく床材であるとか、トイレの改修に当たってのアスベスト調査は、法が変わったこともあって必要であるということで北小と南小も今回上げたんですけども、最初に申しましたように、急に多額のアスベスト処理費を補正で上げるということは非常に、先ほども御指摘のあったように、私どもも驚くことになってしまいますし、あと新しく今度は建材ということでそれが出たということもありまして、そういうことがないように書類上等で、その額にしっかりなるか分からないけれども、300万と500万約を今計上させていただいて、出てきたときに対応をしていきたいということでそういう経緯になってございますので、その経緯については御理解いただけたらなというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） 教育長、申し訳ないですが、理解できません、それでは。私が言いたいのそんなことじゃないんですよ。分からないから設計業者に頼まれたんでしょう、1億円近いようなお金で。当然、それに精通した設計業者であれば、そんな仕方はしません。

例えばベテランの管理監、奥村管理監も林管理監もお見えになりますが、あの両名は多分土木工事、長年携わってみえました。国の補助申請するのに、まず土木工事であればボーリング調査をやります。そのデータに基づいて設計いたします。仮にその中に有害物質があったらどうします。通常は100万で処分できるものが1億かかるんですよ。それと同じなんです。そんなこともアドバイスできないような設計業者を、30億猶予の仕事に責任持ってもらいできると思いますか。私、職員を全然強く言うつもりはないんですよ、実を言うと。分からないから頼んだんですよ。

アスベストなんていうのは、平成18年まで使用可能だったんですよ。それに法律が非常に厳しくなって禁止された。特に昭和40年代前後、どこの公共施設もまずアスベストを使用されておるんですよ、これは。ベテランの公共の監理業務や設計業務に携わった経験がある設計士であれば、当然予想つきます、そんなことは。まずやってくださいよと。そのデータ結果を見ないと設計できませんよと言われるのが本当なんです。

もう一度、ちょっと設計業者との関わり、政策課長さん、多分前の教育課長さんでしたよね。どのように考えてみえるのか、ちょっと御答弁願います。

○議長（鈴木浩之君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 議員御指摘ですので、私の立場から御答弁をさせていただきます。

経緯等につきましては教育長が御答弁されたとおりでということで、事前に設計業者からアスベストの危険性という部分は確かに話があったわけですが、予算を計上するタイミングという点で、議員御指摘のように先に調査を行ってから後で必要な工事費用を計上するということ

であれば御理解をいただけたのかなと、また御不審を買う点がなかったのかなという点は、いわゆる事務局側の見込みが甘かったのではないかとと言われる点は、これはもう真摯に反省して今後に生かしたいと思っております。そういった点で御理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） もう質問はしませんが、あくまでも実行予算です。町の総合計画、長期にわたる、そういうものの予算の概算見積り、概算予算を上げるのは6,000万、7,000万、1億、2億、そんなのどうでもいいんですよ。あくまでもこの補正予算についても、やっぱり実行予算なんですね。もう少し慎重に考えていただかないと、議会の仕事、大変失礼ですが、最たる仕事は議決なんですね、予算の。これはいいですよなんてことは簡単には言えない。

だから、そんなところももう一度ちょっと考え直していただきまして、もう少し慎重に、どうも私の感ずるところでは、先が決まっておるから、令和5年4月開校が。非常に忙しい、ふくそうしておる、その辺りは理解できます。だけど一つ知恵を働かせてくださいよ。全体の価格は約30億円かかりますよ、まあこれはいいんですよ。じゃあ、北学園はどここの設計業者、南学園はどここの設計業者、競い合わせてやればこんな結果にならないんですよ、逆に言うと。だから、そういう知恵もやっぱり必要だと思うんですよ。そもそも北小の学童棟を建てるときに、地下埋設物に合併浄化槽のタンクがあるのにそれも分からないような設計士が何で三十何億も設計するんですか。もう一度よく考え直してください、これは本当に。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（鈴木浩之君） 答えはいい。

○3番（村木俊文君） いい。大丈夫です。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません。ちょっと2点質問させていただきます。

1点目、4ページ、繰越明許費、教育費のところ、要するに10億6,700万の繰越しということになっているんですけども、えらい金額が多いことと、それから通常ですと繰越しというのはもう少し先まで行って出てくるような話なんですけど、こんな早い時期からこの10億というような金額になっていますけれども、これはどんな事情でそうなったのか。それから、どんなものの工事の費用が先送りになるのかということをお伺いしたいと。それが1点目です。

もう一点は、5ページ、地方債補正のところ、追加で一般単独事業債8,650万円、これが起債の限度にしております。それに関連して、9ページの総務費の起債が8,650万円ですので、これが石綿対策事業ということになっているんですけど、今の質問にあったようなこの石綿対策ですね、北小の部分と南小の部分、幾つかの部分があるんですけど、この石綿対策事業債というのは、この金額というのは全部の分を含むというふうに考えてよろしいのでしょうか。まだ出てくるかどうか分からないという分まで起債を先に行うということになっているのでしょうか。ちょっと

その辺お伺いします。

○議長（鈴木浩之君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） まず、議員御質問の1点目の繰越明許費関係でございます。

まず、この事業内容につきましては、いわゆる学園構想関係の工事関連事業ということになっておりまして、具体的には北学園で申しますと、まず管理棟の解体、北舎の改修、そしてこども園の新築と、これから発生する工事であります。また、南学園におきましては、多目的室の新築、また職員室等の改築、あとは特別教室等の増築といったような工事ということで、一連の学園構想に関連する今後発生する工事の中から、令和4年にまたがって工事が予想されるものということになっております。

この繰越明許を今回上げさせていただいた理由なんですけれども、もともと当初予算編成の際にお願いをしておったかと思いますが、学園構想に有利な起債を行うために、令和3年の当初予算に今後必要となる工事を全て計上させていただいたといういきさつがございます。実際に工事内容、設計等が進む中で、要は令和4年にまたがるようなもの、こういったものの工事の契約等を進めていくために、このタイミングで繰越明許のほうのお願いをさせていただいたということでございます。

もう一点、地方債補正の関係でございますが、この一般単独事業債、石綿の対策事業と、この起債は今回アスベストの工事が補正でお願いしている部分と幾つかあるわけですが、これが何の対象かということでございましたら、これは旧給食調理場のアスベストの除去、こちらに係る部分というふうになっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員、よろしい。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） そうすると、今後、今回の先ほど上がっておった話のアスベストの除去が必要になったときには、また改めて起債する可能性があるということでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 今のところ、今回の補正でお願いしたアスベスト調査ということで、必要な部分を計上しておる予定であります。また、起債はあくまで起債ということで、その金額ですとか条件等によりますので、今この場でどこか予定されるかということではございませんが、また必要に応じて御相談をさせていただければというふうに考えております。

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第40号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議案第40号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第41号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、議案第41号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第42号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、議案第42号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 認定第 1 号から日程第 13 認定第 6 号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第 8、認定第 1 号から日程第 13、認定第 6 号までを一括議題とします。

これらの 6 案件については提案理由の説明が終わっておりますが、この後、議長と安藤哲雄監査委員を除く 8 議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、質疑は省略します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 案件については、議長と安藤哲雄監査委員を除く 8 議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 案件については決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

なお、決算審査特別委員会の正・副委員長は、申合せにより、委員長に副議長の杉本真由美さん、副委員長に総務教育常任委員長の松野由文君としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の正・副委員長は、委員長に杉本真由美さん、副委員長に松野由文君とすることに決定しました。

○議長（鈴木浩之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第 3 日は 9 月 10 日午前 9 時 30 分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前 9 時 57 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年9月9日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 石 井 伸 弘

署 名 議 員 神 谷 巧

